

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: <http://www.nakada-partners.or.jp>

発行日2025年 6月 2日(月)

今週のこトバ

オンラインカジノ規制

オンラインカジノは海外で合法的に運営するサイトであっても国内での利用は違法のため、利用を誘導する情報発信等を禁止する法改正が今国会で成立する見通し。

◆ 今週のこよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

6/ 2(月) 大安 3月決算法人の確定申告ほか

3(火) 赤口 韓国大統領選投票、プロ野球交流戦

4(水) 先勝 歯と口の健康週間

5(木) 友引 芒種、世界環境デー

6(金) 先負 4月の家計調査発表、アイスペースが月着陸に挑戦

7(土) 仏滅

8(日) 大安 危険物安全週間

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

5/26(月) 37,532 △372 142.88 △0.43

27(火) 37,724 △192 143.73 ▼0.85

28(水) 37,722 ▼2 144.14 ▼0.41

29(木) 38,433 △711 145.26 ▼1.12

30(金) 37,965 ▼468 144.03 △1.23

令和6年分の贈与税の申告状況と改正

国税庁が公表した令和6年分の確定申告状況等によると、贈与税の申告では使い勝手が向上した「相続時精算課税」の適用が大幅に増加しています。

◆ 相続時精算課税の適用は前年比59%増

贈与税の申告書を提出した方のうち、贈与を受けた年ごとに課税(基礎控除110万円)する「暦年課税」を適用した方は39万7千人(同14.0%減)で、申告納税額がある32万7千人(同11.8%減)の納税額は3274億円(同9.7%増、1人当たり100万円)となっています。

また、60歳以上の父母・祖父母などから18歳以上の子・孫などに対する贈与について、暦年課税に代えて「相続時精算課税」を適用した方は7万8千人(同59.2%増)で、申告納税額がある6千人(同24.6%増)の納税額は661億円(同17.5%増、1人当たり1146万円)と増加しています。

◆ 令和6年の贈与から開始された改正

相続時精算課税は贈与税・相続税を通じた課税を行う制度で、贈与者ごとに選択でき、その贈与者が亡くなるまで適用されます(暦年課税に戻せません)。

本制度は令和6年から年110万円の基礎控除額が設けられたことで、本制度を選択した贈与者から贈与を受けた財産は、贈与時に基礎控除(年110万円)及び特別控除(累計2500万円)を適用でき、贈与者が亡くなった時は基礎控除分を除いた贈与財産を相続財産に加算して相続税額を計算します。

なお、暦年課税で贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間は令和6年から「相続開始前7年以内」となりました(相続開始日が令和9年以後の場合に3年超の加算期間となり令和13年以後に7年)。

■ この記事の詳細は、情報BOX201521

労働保険の年度更新手続きは7月10日まで

労働保険(雇用保険・労災保険)では、新年度の概算保険料(賃金総額の見込み額で算定)と前年度の保険料を精算するための確定保険料(確定した賃金総額で算定)を申告・納付する「年度更新」の手続きが必要となり、令和7年度の年度更新期間は6月2日～7月10日です。

令和7年度の保険料率について、雇用保険料率は0.1%引下げとなり、一般事業は1.45%(事業主0.9%、労働者0.55%)となります。労災保険率は変更ありません。

なお、労働保険の電子申請が義務付けられている事業場(資本金1億円超の法人等)には、来年度から紙の申告書の送付がなくなります。

★★★ 6月のチェックポイント ★★★

※6月から熱中症対策が強化され、熱中症の疑いがある労働者の早期発見や重篤化を防ぐための措置等が事業者に義務付けられます。

※6月支給の給与から、新年度の個人住民税特別徴収が始まるので、各社員の住所地から通知された税額を賃金台帳に記入し徴収に備えます。

※労働保険の年度更新は6月2日～7月10日。算定基礎届の提出期限も7月10日なので準備を。

※6月は全国安全週間の準備月間。スローガンは「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」です。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和6年分の贈与税の申告状況と改正点

◆令和6年分の贈与税の申告状況

◎暦年課税の申告状況

・贈与税の申告書を提出した申告人員 47 万 4 千人（対前年比▲7.0%）のうち、暦年課税を適用した申告人員は 39 万 7 千人（同▲14.0%）で、申告納税額がある納税人員は 32 万 7 千人（同▲11.8%）です。

・納税人員の申告納税額は 3,274 億円（同+9.7%）で、1 人当たりの申告納税額は 100 万円（同+24.4%）となっています。

◎相続時精算課税の申告状況

・贈与税の申告人員のうち、相続時精算課税を適用した申告人員は 7 万 8 千人（同+59.2%）で、納税人員は 6 千人（+24.6%）です。

・納税人員の申告納税額は 661 億円（同+17.5%）で、1 人当たりの申告納税額は 1,146 万円（同▲5.8%）となっています。

◎住宅取得等資金に係る贈与税非課税制度の申告状況

・父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に一定額まで贈与税が非課税となる制度を適用した申告人員は 4 万 5 千人（同▲27.5%）です。

・贈与を受けた住宅取得等資金の金額は 3,435 億円（同▲28.2%）で、そのうち非課税の適用を受けた金額は 3,173 億円（同▲29.2%）となっています。

◆令和6年以後の贈与について適用される改正

◎暦年課税

暦年課税は1年間に贈与を受けた財産の合計額（複数人から贈与を受けた場合や、同じ人から複数回の贈与を受けた場合は、それらの財産価額の合計額）を基に贈与税額を計算する課税方式です。贈与を受けた財産の合計額が基礎控除額（受贈者ごとに年 110 万円）を超える場合、基礎控除後の課税価格に続柄や年齢に応じた「一般税率」又は「特例税率」を適用して贈与税額を計算します。

【暦年課税による生前贈与の加算対象期間等の見直し】

令和6年から暦年課税による贈与で取得した財産を相続財産に加算する期間が見直され、相続開始前7年以内（改正前3年以内）の贈与が加算対象になりました。ただし、相続開始前3年超7年以内に取得した贈与財産は合計額から 100 万円を控除した額が加算されます。なお、令和6年以後の贈与で取得する財産に係る相続税に適用されるため、加算対象期間は次のようになります。

贈与者の相続開始日	加算対象期間
令和6年1月1日～令和8年12月31日	相続開始前3年間
令和9年1月1日～令和12年12月31日	令和6年1月1日～相続開始日
令和13年1月1日～	相続開始前7年間

◎相続時精算課税

相続時精算課税は贈与税・相続税を通じた納税を行う方式で、原則として贈与の年の1月1日において60歳以上の父母または祖父母などから18歳以上の子または孫などに対する財産の贈与について、暦年課税に代えて適用できる制度です。贈与者ごとに選択できますが、選択した贈与者（特定贈与者）からの贈与は全て相続時精算課税が適用され、暦年課税への変更はできません。

【基礎控除額の創設】

令和6年から相続時精算課税に年 110 万円の基礎控除が創設されたことで、特定贈与者から贈与を受けた財産は基礎控除額（年 110 万円）及び特別控除額（累計 2,500 万円）を控除した後の金額に一律 20%の税率で贈与税額を算出します。また、特定贈与者が亡くなった場合は贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額の合計を基に計算した相続税額から既に納めた贈与税相当額を控除した額を納付しますが、令和6年以後の贈与財産は基礎控除額を控除した後の価額となります。

なお、本制度を初めて選択する場合は贈与税の申告期間内に「相続時精算課税選択届出書」の提出が必要となりますが、特定贈与者から贈与を受けた財産の価額の合計額が年 110 万円以下の場合には贈与税の申告が不要となります。

【土地・建物の価額の特例の創設】

特定贈与者から贈与により取得した土地又は建物が令和6年以後に生じた災害によって一定以上の被害を受けた場合、特定贈与者が亡くなった際に相続税の課税価格に加算する当該土地又は建物の価額を災害による被災価額（被害額から保険金など差し引いた金額）を控除した残額にできます。